

2025年度 生活習慣病健診のご案内 ～ネットワーク受診について～

東京都弁護士国民健康保険組合

2021年度より、健康診断事業として新たに生活習慣病健診～ネットワーク受診～を実施いたしております。
この生活習慣病健診は、労働安全衛生法に基づく定期健康診断の項目と特定健康診査の項目を含んでおります。
各地域で「生活習慣病健診」を受診可能なシステム構築している健診事務委託機関の「一般財団法人日本健康文化振興会」と契約し、全国で約2,400の医療機関(当組合の地区の範囲で約1,950機関)からご希望の医療機関を選択のうえ、受診することができます。実施可能な医療機関につきましては、『2025. 生活習慣病健診実施医療機関名簿』を当組合ホームページよりご覧ください。

東京都弁護士国民健康保険組合に加入している方のみが対象となります。年度内1回に限り組合より補助をいたします。

※遡及して資格喪失された場合は、検査料金を全額ご請求いたしますのでご了承ください。

なお、組合の補助を受ける健診は、組合の保健事業のデータとして、保健事業の充実、健診に対する国庫・都費補助金の基礎資料として組合にて管理致しますので、ご同意のうえご利用ください。

＜生活習慣病健診 検査項目＞

1. 基本検査

検査内容		実施検査
1. 身体計測(身長・体重・BMI・腹囲測定含む)		○
2. 医師診察・問診		○
3. 視力検査		○
4. 聴力検査(オーディオ)		○
5. 血圧測定		○
6. 心電図検査(安静時12誘導)		○
7. 検尿(糖・蛋白・潜血)		○
血液一般	8. 赤血球数	○
	9. 白血球数	○
	10. 血色素量(ヘモグロビン量)	○
	11. ヘマトクリット値	○
	12. 血小板数	○
脂質	13. 総コレステロール	○
	14. HDL-コレステロール	○
	15. 中性脂肪	○
	16. LDL-コレステロール	○
肝・胆機能	17. GOT(AST)	○
	18. GPT(ALT)	○
	19. γ -GTP	○
	20. ALP	○
	21. LDH	○
	22. 総蛋白	○
腎機能	23. 尿素窒素	○
	24. クレアチニン	○
	25. 尿酸	○
血糖	26. 空腹時血糖	○
	27. HbA1c	○
28. 胸部X線検査(直接撮影・デジタル撮影)		○
29. 眼底検査		○

※医療機関の都合により、一部検査が実施されない場合があります。ご了承ください。
詳細については、【健診事務委託先】一般財団法人日本健康文化振興会へご確認ください。

2. オプション検査

検査内容	追加検査
1. 消化器検査(胃部X線検査・直接撮影)	△
2. 消化器検査(胃部X線検査・間接撮影)	△
3. 消化器検査(胃内視鏡検査:経口または経鼻)	△
4. 大腸検査(便潜血反応)	△
5. 子宮がん検査	△
6. 乳がん検査	△

※1. 2. 3. については、いずれか1つを選択して追加実施可能

【お申し込み期間】 2025年4月～2026年2月28日

【実施期間】 2025年4月1日～2026年3月31日
※医療機関により、受診可能期間に相違が生じる場合がございます。ご了承ください。

【実施医療機関】 国保組合ホームページの医療機関名簿参照
(保健事業>健康診断事業>生活習慣病健診(ネットワーク受診)よりご覧いただけます。)

【検査内容・検査料金】

①生活習慣病健診 (消費税10%込料金)

検査内容	検査料金	組合員本人		家族		
		40歳以上	40歳未満	40歳以上	40歳未満	
基本検査	20,920円	受診者負担金	7,000円	9,000円	11,000円	13,000円
		弁護士国保補助金	13,920円	11,920円	9,920円	7,920円

②オプション検査:①に下記検査を追加実施する場合 (消費税10%込料金)

検査内容	検査料金	受診者負担金	弁護士国保補助金
1. 胃部消化器バリウム(直接撮影)検査	14,300円	12,100円	2,200円
2. 胃部消化器バリウム(間接撮影)検査	4,620円	3,520円	1,100円
3. 胃部消化器内視鏡検査	18,700円	14,850円	3,850円
4. 大腸がん検査 便潜血反応	1,540円	880円	660円
5. 子宮がん検査	6,050円	4,050円	2,000円
6. 乳がん検査 視触診、マンモグラフィまたはエコー検査	7,150円	4,650円	2,500円

※40から74歳の方は、年度内1回の特定健康診査(以下「特定健診」)受診が義務付けられております。生活習慣病健診を受診することにより、特定健診も併せて受診・補助となります(検査項目含む)。但し、人間ドック(ネットワーク受診)・弁護士会館で実施する春季・秋季健康診断での特定健診を含む補助及び地域医療機関で特定健診をすでに受診された場合または妊娠中の方や未実施項目がある場合(但し、生理中にて尿検査を未実施は除く)は、40歳未満の料金となります。ご注意ください。
※乳がん検査の医師視触診実施は医療機関によっては実施しない場合があります。なお、弁護士国保補助金にて調整いたします。受診者負担金は変わりません。ご了承ください。

※検査実施後に払込票が送付されますので、郵便局またはコンビニエンスストアにてお支払いください。

【お申し込み】 1. 「生活習慣病健診 + オプション検査 受診申込書」の受診者情報、希望するコース・オプション、希望日時・医療機関名をご記入のうえ、FAXまたは郵送にて東京都弁護士国民健康保険組合へ事前にお申し込みください。

注意1 日程調整には1ヶ月程度必要な場合がございます。希望日時はお申し込みをされる日の1ヶ月以降をご記入ください。また、医療機関へ直接予約された場合は、申込書の通信欄へ予約日時をご記入のうえ、受診2週間前までに必ず申込書を組合へご連絡ください。

注意2 なお、医療機関へ直接予約された場合等で、組合へ事前申し込みをせずに受診された場合は、組合補助はありません。全額をご負担いただきます。予めご了承ください。

●東京都弁護士国民健康保険組合

〒105-0001 東京都港区神谷町5-1-5 メトロシティ神谷町7階
電話番号:03(6432)4701 電話受付時間:9時30分～12時、13時～16時30分
FAX番号:03(6432)4702

2. 東京都弁護士国民健康保険組合にて資格確認をし、健診事務委託先:(一財)日本健康文化振興会へ日程調整依頼をいたします。

【実施の流れ】

- ①日本健康文化振興会から郵送にて「実施日のお知らせと問診」「注意事項」が届きます。
②医療機関から郵送にて検査書類・検査容器などが届きます。
- 検査当日は問診票、医療機関書類・検査容器、保険証・資格確認書・マイナ保険証(※)のいずれか1点および医療機関の診察券(お持ちの場合)をご持参し、受付に提出して下さい。
※医療機関によってはマイナ保険証が利用できない場合があります。『資格情報のお知らせ』もご持参ください。
- 結果報告書は、受診約1ヶ月後に実施医療機関から郵送されます。医療機関により異なりますので詳細は実施医療機関へお問い合わせください。
- 受診約2ヶ月後、「払込取扱票」が送付されます。郵便局またはコンビニエンスストアにてお支払いください。
※個人的に追加された検査料金は、受診当日に医療機関会計窓口にてお支払となります。

【お問い合わせ】 ☆受診日時確定前の日程確認・変更や内容変更は、(一財)日本健康文化振興会へご連絡、受診日時確定後の日程変更や内容変更は、医療機関と(一財)日本健康文化振興会へご連絡をお願いします。

【健診事務委託先】

●一般財団法人日本健康文化振興会 本部事務局 健診業務部

〒166-0004 東京都杉並区阿佐谷南1-14-1
電話番号:03(3316)0777
業務時間:月曜～金曜(祝日を除く) 9時～17時30分 (但し、12時～13時除く)